

議案第95号

大田原市子育て支援券条例等の一部を改正する条例の制定について  
大田原市子育て支援券条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市子育て支援券条例等の一部を改正する条例

(大田原市子育て支援券条例の一部改正)

第1条 大田原市子育て支援券条例(平成19年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

(大田原市子育て支援券特別会計設置条例の一部改正)

第2条 大田原市子育て支援券特別会計設置条例(平成19年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、子育て支援券売払収入」を削る。

(大田原市敬老祝金条例の一部改正)

第3条 大田原市敬老祝金条例(平成3年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「大田原市子育て支援券条例(平成19年条例第31号)に定める大田原市子育て支援券により」を削る。

(大田原市子宝祝金条例の一部改正)

第4条 大田原市子宝祝金条例(平成23年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「大田原市子育て支援券条例(平成19年条例第31号)に定める大田原市子育て支援券により、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に発行されている第1条の規定による改正前の大田原市子育て支援券条例第2条に規定する大田原市子育て支援券については、当該子育て支援券の使用期限まで使用できるものとする。

3 市長は、この条例の施行日以後においては、第1条の規定による改正後の大田原市子育て支援券条例第2条に規定する大田原市子育て支援券の新規発行は行わないものとする。